

# 「IT・コンテンツ産業等誘致プログラム」 委託事業者公募要領

## 1. 目的・概要

神戸市では、未来を担い、活力を生み出す若い世代に選ばれるために、創業できる環境づくりを含む、就業機会の多様性を確保しつつ、若い世代にとってやりがいのある魅力的な仕事を増やしていくこととしている。そこで、IT関連やコンテンツ産業等、若い世代が魅力的に感じる産業の誘致を行うための戦略を策定し、それを踏まえた具体的な活動を実施する。

## 2. 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで(予定)

## 3. 予算額(上限)

3, 000, 000円(税込)

## 4. 委託業務の内容

### (1)誘致戦略、広報戦略の策定、企業誘致ツールの開発

- 1)IT関連、コンテンツ産業等、各産業分野の企業動向や、若い世代の就職に関する意向等を分析し、神戸市が誘致を強化すべき産業を特定し、どのように誘致活動を行うか等、企業誘致戦略を策定する。
- 2)企業誘致戦略を踏まえ、誘致対象に的確にアプローチできる広報戦略を策定する。
- 3)企業誘致戦略、広報戦略を踏まえ、必要な企業誘致ツールを開発する。

### (2)企業誘致を目的とした活動(広報、イベント等)

広報活動を行い、イベント等を開催し、神戸市に興味を持つ企業と神戸市を引き合わせる。

## 5. 成果物

- (1)報告書及び企業誘致ツール等それに係る資料 1部
- (2)CD 1部 (報告書及びそれに係る資料を格納したもの)

なお、報告書には以下の内容を記すこと。

- 1)企業誘致戦略について
- 2)広報戦略について
- 3)企業誘致ツールについて
- 4)企業誘致活動について

## 6. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1)代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2)会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
- (5) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。

## 7. 応募書類

- (1) 参加申込書（別紙）：1 部
- (2) 企画提案書（任意の様式、A4 サイズ）：6 部（併せてデータ提出）
- (3) 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット、直近の決算報告書など）：1 部
- (4) 事業費見積書：1 部原本、6 部写し

## 8. 企画提案書の記載事項

### (1) 事業提案内容について

実施方針、コンセプト、企業誘致戦略及び広報戦略の策定方法、企業誘致ツールのイメージ、企業誘致を目的とした活動のイメージなど

### (2) 実施体制、過去の地方創生、企業誘致、就労促進支援に係る業務の実績について

### (3) 事業費

事業実施に必要な交通費、宿泊費は直接経費の中に算入すること。（実費精算は行わない）

## 9. 応募手続き

提出期限までに、「7. 応募書類」を下記へ郵送または持参すること。

**提出期限** 平成 29 年 5 月 31 日（水） 17:00 必着

### 【応募書類提出先・問い合わせ先】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 23 階）

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業誘致部 企業立地課（担当：佐藤・杉迫）

TEL:078-322-5329 FAX:078-322-6072 E-mail:naoko\_sugisako@office.city.kobe.lg.jp

## 10. 選考方法

### (1) 審査方法

企画提案書に基づく審査により、応募者の受託適性、提案内容及び事業費などを総合的に勘案し、評価を行う。また、以下の日程にてプレゼンテーションを実施する予定のため、準備すること。なお、プレゼンテーションは発表 10 分、質疑応答 5 分の計 15 分を予定している。

### **プレゼンテーション実施日時・場所（予定）**

日時：平成 29 年 6 月上旬（詳細は提案書受付後、連絡）

場所：神戸市役所 1 号館 23 階 会議室

### (2) 評価方法

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

A：応募者の受託適性（企業規模、実施体制）・・・20 点

B：過去の地方創生、企業誘致、就労促進支援に係る業務の実績・・・20 点

C：戦略策定（企業誘致戦略・広報戦略）に関する提案内容（神戸市の方針に沿ったコンセプト、効

果的な誘致戦略、的確にアプローチできる広報、イベント等)・・・30点

D：企業誘致を目的とした具体的活動に関する提案内容・意欲・・・20点

E：事業費・・・10点

(3)選考結果の通知

選考結果は、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。

(4)その他

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出書類に必要事項の記載のなかった者
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ・「6. 応募資格」を満たしていない者

11. その他

- ・提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- ・応募者からの提出物は、返却しない。
- ・評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- ・本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- ・本委託業務にかかる著作権は、本市に帰属する。
- ・上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- ・委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- ・実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- ・本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。